

砂川市訓令第4号

令和8年3月16日

砂川市先進不妊治療費等助成事業実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

( 別 紙 )

砂川市先進不妊治療費等助成事業実施要綱の一部を改正する訓令

砂川市先進不妊治療費等助成事業実施要綱（令和5年訓令第42号）の一部を次のように改正する。

別表（第4条、第5条関係）を次のように改める。

別表（第4条及び第5条関係）

1 費用区分	2 助成対象経費	3 助成基準額	4 助成率																								
治療費	第2条の先進不妊治療に要した治療費	5万円（1回の治療当たり）又は助成対象経費が5万円未満の場合は当該経費に相当する金額	10分の7以内																								
交通費	第2条の先進不妊治療を受けたときに要した交通費。ただし、助成対象者の自宅から当該先進不妊治療を受けた医療機関までの距離が片道25km未満である場合は、助成の対象としない。	助成対象者の自宅から第2条の先進不妊治療を受けた医療機関までの距離に応じた下記の表の距離区分によって定めた額（1回の通院当たり） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>距離区分 (片道)</th> <th>助成単価 (往復)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25kmを超えて50kmまで</td> <td>1,840円</td> </tr> <tr> <td>50kmを超えて75kmまで</td> <td>3,180円</td> </tr> <tr> <td>75kmを超えて100kmまで</td> <td>4,040円</td> </tr> <tr> <td>100kmを超えて125kmまで</td> <td>5,060円</td> </tr> <tr> <td>125kmを超えて150kmまで</td> <td>6,160円</td> </tr> <tr> <td>150kmを超えて175kmまで</td> <td>7,920円</td> </tr> <tr> <td>175kmを超えて200kmまで</td> <td>8,800円</td> </tr> <tr> <td>200kmを超えて225kmまで</td> <td>9,680円</td> </tr> <tr> <td>225kmを超えて250kmまで</td> <td>10,340円</td> </tr> <tr> <td>250kmを超えて275kmまで</td> <td>11,880円</td> </tr> <tr> <td>275kmを超える</td> <td>12,540円</td> </tr> </tbody> </table>	距離区分 (片道)	助成単価 (往復)	25kmを超えて50kmまで	1,840円	50kmを超えて75kmまで	3,180円	75kmを超えて100kmまで	4,040円	100kmを超えて125kmまで	5,060円	125kmを超えて150kmまで	6,160円	150kmを超えて175kmまで	7,920円	175kmを超えて200kmまで	8,800円	200kmを超えて225kmまで	9,680円	225kmを超えて250kmまで	10,340円	250kmを超えて275kmまで	11,880円	275kmを超える	12,540円	3分の2以内
距離区分 (片道)	助成単価 (往復)																										
25kmを超えて50kmまで	1,840円																										
50kmを超えて75kmまで	3,180円																										
75kmを超えて100kmまで	4,040円																										
100kmを超えて125kmまで	5,060円																										
125kmを超えて150kmまで	6,160円																										
150kmを超えて175kmまで	7,920円																										
175kmを超えて200kmまで	8,800円																										
200kmを超えて225kmまで	9,680円																										
225kmを超えて250kmまで	10,340円																										
250kmを超えて275kmまで	11,880円																										
275kmを超える	12,540円																										

附 則

（施行期日等）

- この訓令は、令和8年3月16日から施行し、改正後の砂川市先進不妊治療費等助成事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 新要綱の規定を適用する場合においては、改正前の砂川市先進不妊治療費等助成事業実施要綱の規定に基づいて交付された当該補助金は、新要綱の規定による補助金の内払とみなす。